

中国版「知的財産活動調査」2021 年版の概要紹介

2022 年 9 月 9 日

JETRO 香港事務所

2022 年 6 月、中国国家知識産権局（CNIPA）から、「**2021 年中国專利調査報告¹**」（全 135 頁）が公表された。本報告は、2021 年 10 月に発表された「**“十四五”国家知的財産権保護と運用規画（知財十四五）²**」の「知的財産権の移転・転化に関する統計調査を強化」（“加强知识产权转移转化状况统计调查”）に対応するものであり、知財活動に関する中国企業・大学等を対象としたアンケート調査³の結果をまとめたものである（下線は強調のため付与。以下同様）。また、本報告は、中国政府における知財政策の基礎資料とされるものであるため、その設問項目や調査結果等は、中国政府の課題認識や政策の方向性を表すものと解釈できる。

本報告には、主な調査結果として次の 2 点が挙げられている。

- (1) 專利⁴の移転・転化（ライセンス等）の全体的な有効性は着実に高まっているが、構造的な欠点も残っている。
- (2) 中国内の知財保護環境は着実に改善されているが、企業のグローバル進出の加速に伴い、海外での知財紛争はより頻繁になっている。

上記（1）の理由として以下の 6 点が挙げられている。

- ① 專利的産業化率⁵は上昇傾向にあり、發明專利では 3 割超を維持
- ② 企業による發明專利的産業化率は全体的に上昇したが、小規模企業のみ減少
- ③ 研究機関や大学における發明專利的産業化率は比較的低い

¹ [原文 URL] https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=176539&colID=88

² [原文 URL] http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm

³ アンケート調査自体は、調査対象や質問項目等を変えながら、2008 年から毎年実施されている。過去 2 年の報告の概要紹介については以下を参照されたい。

[2020 年版] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/analysis/85c17fc46575fddf.html>

[2019 年版] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/analysis/569e94b64e58ae1c.html>

⁴ 發明專利（特許）、實用新型專利（實用新案）、外觀設計專利（意匠）を含む総称。

⁵ 製品の市場投入を通じて使用された專利数／所有している有効な專利数、の割合のこと。

- ④ 発明専利の実施許諾や譲渡の割合は着実に増加したが、企業が譲渡によって取得した発明専利の産業化率は比較的低い
- ⑤ 産学連携による産業化の平均収入⁶は突出して高いが、全体の平均収入は微減
- ⑥ 専利移転・転化指数⁷は上昇傾向にあるが、拡大ペースは鈍化

また、上記（2）の理由として以下の5点が挙げられている。

- ① 専利侵害に遭遇した専利権者の割合は減少傾向
- ② 専利侵害訴訟における高額賠償金の割合が急増
- ③ 専利権者が自らの権利を守るための手段⁸が多様化
- ④ 企業の専利権者が専利侵害に対して積極的に対策を施す傾向あり
- ⑤ 海外の知的財産紛争に巻き込まれた企業の割合が急増

そして、以下の点において、より一層の強化が必要との提言がなされている。

- ✓ 小型・小規模企業に対する知財政策の支援（例：優先審査、知財金融、減税）
- ✓ （特に大学に対する）専利の移転・転化の政策（例：専門機関の建設奨励）
- ✓ 小規模企業の知財保護意識向上と侵害紛争の対応能力（例：教育、コスト削減）
- ✓ 中国企業の海外での知財権保護支援（例：専利競争状況の分析、人材育成）

上記提言は、「**知識産権強国建設綱要（2021-2035）⁹**」（2021年9月）等の重要な政策文書で示された方針にも沿っており、（恣意的な要素も否定できないものの）その方向性を再確認するものといえる。今後、例えば、知財金融を活用したベンチャー支援の促進や、産学連携における専利開放実施許諾制度（中国版ライセンス・オブ・ライト）の活用推進等、政策の動向が注目される。

なお、本稿で取り上げた調査結果の詳細については別紙を参照されたい。（以上）

⁶ 「専利産業化」による「収入」には、専利権そのものの使用を通じて得られた収入だけでなく、他者に専利を実施許諾したことによる収入等も含む。

⁷ 専利産業化率や産業化による収入、ライセンス率等の各種指標を重み付けして指数化したもの。

⁸ 裁判所への訴訟提起、行政処分の請求、仲裁、調停等。

⁹ [原文 URL] http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm

1. 調査対象及び調査方法

中国の25の省（自治区、市）において、2020年末時点で有効な専利（特許・実用新案・意匠の総称）を有する企業、大学、研究機関の3種類の専利権者と、それらが保有する発明専利（特許）、実用新型専利（実用新案）、外観設計専利（意匠）の3種類の専利を対象とした。

調査票は、個々の専利について質問する「専利アンケート」と、専利権者の知的財産権の活用状況等について質問する「専利権者アンケート」の2種類が使用された。さらに、「専利アンケート」は、専利権者の種類によって、企業向けアンケートと大学・研究機関向けアンケートに分けて行われた。

また、「専利権者アンケート」では、有効専利が100件以上の専利権者を全てカバーする一方で、100件未満の専利権者に対しては層別に無作為抽出を行った。「専利アンケート」では、十分なサンプル数を確保するため、過去の調査票の回収状況に基づいてサンプル数が調整され、専利権者に対して最低1件、最高20件の専利が抽出された。

調査はオンラインで実施されたが、調査データの信憑性や正確性を担保するために、電話による確認も行われた（疑義が生じた場合と無作為抽出された対象に実施）。

各アンケートの回収率については以下の通りである。

	専利の種類			
	発明専利	実用新型専利	外観設計専利	全体
配布数（部）	32,720	3,164	3,176	39,060
有効回答数（部）	27,304	2,510	2,404	32,218
回収率（%）	83.4	79.3	75.7	82.5

表1 専利アンケートの回収率

	専利権者			
	企業	大学	研究機関	全体
配布数（部）	12,691	791	866	14,348
有効回答数（部）	10,363	619	584	11,566
回収率（%）	81.7	78.3	65.7	80.6

表2 専利権者アンケートの回収率

2. 調査の主な結果

（１）専利の移転・転化（ライセンス）の全体的な有効性は着実に高まっているが、構造的な欠点も残っている。

専利の移転と転化の有効性は、専利の産業化率¹⁰、産業化による収入、ライセンス率、譲渡率などの指標によって特徴付けることができる。2021 年の調査によると、中国における産業化率、ライセンス率、譲渡率はいずれも微増した。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響を受けて、専利産業化による収入の平均はわずかに減少した。

① 専利の産業化率は上昇傾向にあり、発明専利では 3 割強を維持

2021 年の中国の発明専利の産業化率は 35.4% で、前年比 0.7 ポイント上昇しており、2017 年以降は 30% 以上で安定している。実用新型専利の産業化率は 46.2% で、前年比 4.2 ポイント上昇、外観設計専利の産業化率は 52.3% で、前年比 0.7 ポイント上昇した。

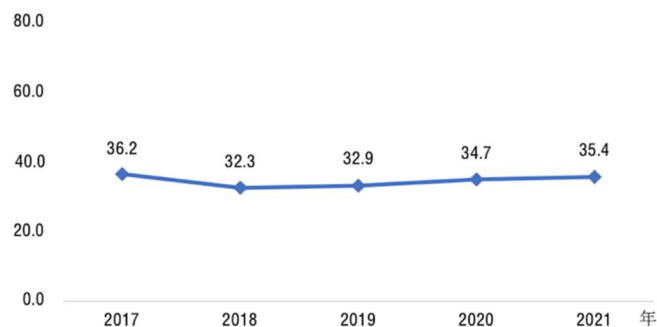


図 1 発明専利の産業化率の推移 (%)

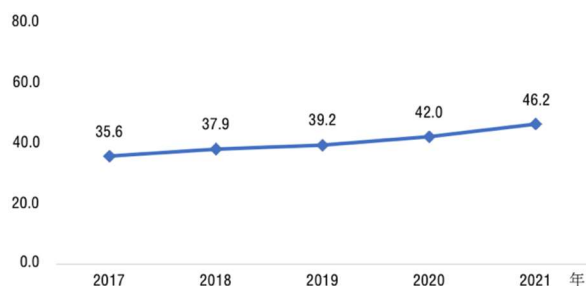


図 2 実用新型専利の産業化率の推移 (%)

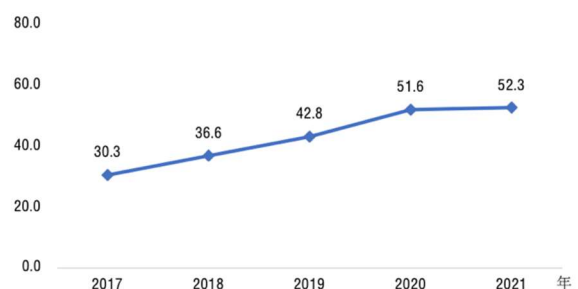


図 3 外観設計専利の産業化率の推移 (%)

¹⁰ [再掲] 製品の市場投入を通じて使用された専利数／所有している有効な専利数、の割合のこと。

② 企業による発明専利の産業化率は全体的に上昇しているが、小規模企業のみ減少

中国企業の発明専利の産業化率は46.8%となり、前年比1.9ポイント上昇した。

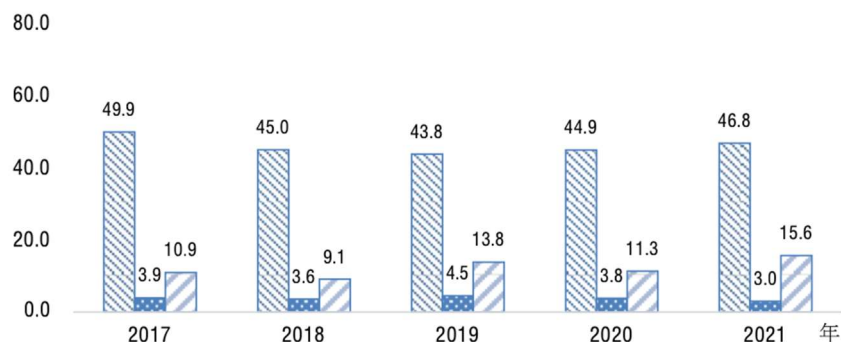


図4 発明専利の産業化率（左から企業、大学、研究機関）（%）

大企業、中堅企業、小型企業の発明専利の産業化率はそれぞれ47.1%、54.6%、47.7%に達し、前年比でそれぞれ1.2、8.2、1.6ポイント上昇した。小規模企業（“小微企业”）の発明専利の産業化率は26.6%（前年比5.8ポイント減）で、設立5年未満の企業の発明専利の産業化率は27.3%である。いずれも30%未満であり、小規模で創業間もない企業の発明専利の産業化率は比較的低い。

	大企業	中堅企業	小型企業	小規模企業	全体
発明専利（%）	47.1	54.6	47.7	26.6	46.8
（有効専利件数）	（11,317）	（5,324）	（6,228）	（3,030）	（25,899）

表3 規模の異なる企業における発明専利の産業化率

	5年未満	6～20年	20年以上	全体
発明専利（%）	27.3	47.6	51.2	46.8
（有効専利件数）	（3,089）	（14,130）	（8,680）	（25,899）

表4 設立時期が異なる企業の発明専利の産業化率

近年、中国の経済・社会発展を取り巻く外部環境は、需要縮小、供給ショック、期待低下という三重苦に直面し、より複雑で不確実なものとなってきている。スタートアップ企業は、中国の新たな発展段階において、品質、効率、動的な変化をもたらす重要な新戦力であり、発明を開発し専利を取得できる技術系スタートアップ企業は、より革新的であり、スタートアップ企業群の「トップ」に位置している。市場開拓のための中核的な戦略資源である専利権は、実際の生産性にうまく変換されてこそ、ス

スタートアップ企業は「死の谷」を越え、持続的なイノベーションを実現することができる。しかし、スタートアップ企業は一般的に規模が小さく、期間も短いため、研究開発に初期資金を投じた後、資金不足、専門知識の不足、リソース不足などの課題に直面することが多い。

技術系スタートアップ企業の革新的活力をさらに刺激し、専利の移転・転化の効果を高めるために、小規模企業に対する知的財産権政策の支援を強化することが推奨される。

- ✓ 第一に、小規模企業の生存サイクルは短くて更迭が速いという特徴に適応するために、小規模企業の発明専利の優先審査と予備審査に関する政策を改善し、小規模企業の専利審査ニーズをよりよく満足させること。
- ✓ 第二に、知的財産権サービス機関と金融機関は、サービスモデルをさらに革新し、専利産業化のニーズを持つ小規模企業への支援を強化するよう指導されること。
- ✓ 第三に、小規模企業の減税を的確に把握し実施するための政策手段としての専利の役割を模索し、専利の産業化を指向した構造的な減税政策を積極的に推進すること。

③ 研究機関と大学における発明専利の産業化率は比較的低い

2021年の研究機関と大学における発明専利の産業化率はそれぞれ15.6%と3.0%であり、そのうち、学部教育機関（“本科院校”）では4.1%であり、専門教育機関（“专科学校”）では1.2%であった。大学及び研究機関の専利権者の50%以上が、「専利が市場化の実際のニーズを満たしていない」（58.3%）ことや、「専利出願自体が移転や転化を目的としたものではない」（54.8%）ことが、専利の移転と転化を制限する主な要因であると考えている。

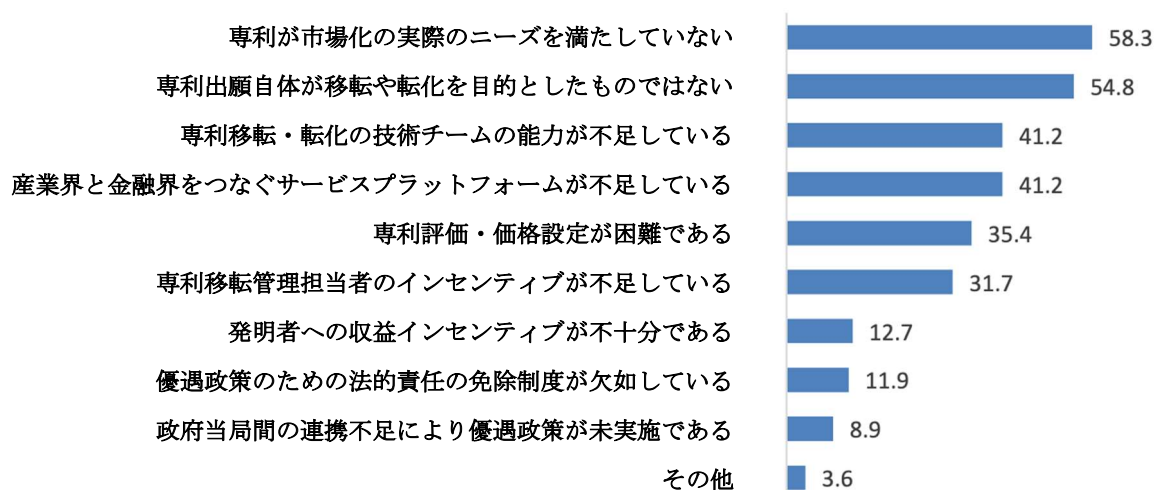


図5 大学や研究機関が認識している専利の移転・転化の制約要素 (%)

2021 年末までに中国の大学における発明専利の平均維持期間について、専利移転の場合の平均期間は 4.6 年で、全国平均の 6.9 年を大きく下回っている。

調査結果のデータと合わせると 専利の質の向上は、大学における専利の移転と転化の向上を促進することが示唆された。

- ✓ 第一に、大学が様々な評価・査定において、専利の品質と価値志向をさらに強調し、大学の専利出願がイノベーション保護の本質に立ち返ることを促進するよう指導すること。
- ✓ 第二に、異なるタイプの大学の専利出願行動について綿密な調査と監視を行い、等級別・分類別の専利政策指導の実施を模索すること。
- ✓ 第三に、大学に知的財産権の移転・転化のための専門機関の建設を奨励し、産学連携とイノベーションを強化し、専利創出と産業化のエコシステムを最適化すること。

④ **発明専利の実施許諾と譲渡の割合は着実に増加しているが、企業が譲渡によって取得した発明専利の産業化率は比較的低い**

中国における発明専利の実施率は 10.4%で、前年比 2.5 ポイント上昇し、2017 年から 3.4 ポイント上昇した。

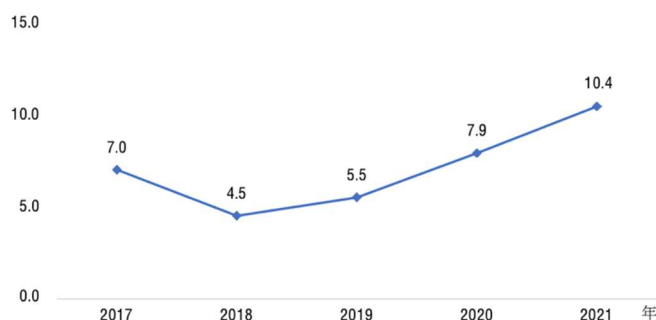


図6 発明専利の実施率の推移 (%)

発明専利の移転率は 7.4%で、前年比 1.2 ポイント上昇し、2017 年から 1.7 ポイント上昇した。

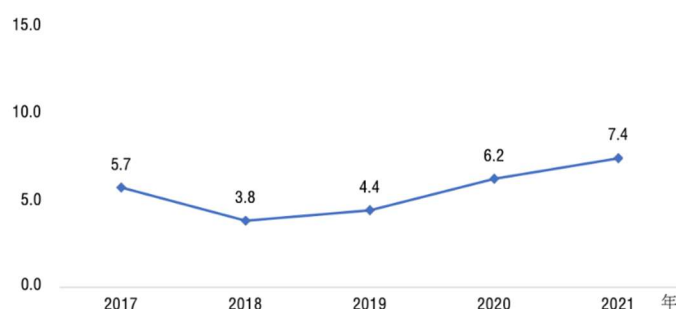


図7 発明専利の移転率の推移 (%)

中国における研究開発で得られた発明専利の産業化率は 50.4%であるのに対して、譲渡で得られた発明専利の産業化率は 24.8%に留まっている。このうち、仲介サービスを通じて取得した発明専利の産業化率は 22.8%、技術取引市場やプラットフォームを通じて得た情報を伝達して取得した発明専利の産業化率は 19.7%であった。

また、企業が譲渡によって取得した発明専利のうち、専利譲渡料は企業の産業化率と有意かつ正の相関があることが分かった。譲渡料が 5 万元未満の専利、5 万元から 10 万元の専利、10 万元以上の専利の産業化率は、それぞれ 16.8%、31.8%、43.6%であった。譲渡された発明専利のうち、譲渡手数料が上記の 3 つの範囲に含まれる割合は、それぞれ 80.3%、11.0%、8.7%であった。つまり、譲渡料が 5 万元未満の専利ものが 80%以上を占め、その産業化率は 16.8%に過ぎない。譲渡額が低く、産

業化率が低いという「二重の低さ」（“双低”）の特徴を示している。今後、中国は、専利運用や専利移転・転化の政策において、イノベーションと産業化志向をさらに強化する必要がある。

⑤ 産学連携による専利産業化の平均収入は突出しているが、全体収入は微減

2021 年の中国における発明専利の産業化による全体の平均収入は 1 個あたり 777 万元であり、前年の 826 万 8 千元を若干下回ると推定される。

	研究開発投資額（人民元/本）	産業化収入（百万人民元/本）	売上高投入比率
2021	174.1	777.0	4.5
2020	187.9	826.8	4.4

表 5 企業発明特許の研究開発投資に対する産業化収入の比率（%）

中でも、産学連携で生まれた発明専利の産業化の平均収入は 1 個あたり 1,029 万 2,000 元に達し、全体の平均収益を 32.5% 上回っており、産学連携は経済的利益を高める上で明らかな効果を上げている。

⑥ 専利移転・転化指数¹¹は上昇傾向にあるが、拡大ペースは鈍化

専利移転・転化指数（以下「PTI 指数」という）は、本調査から得られた発明専利の産業化率や産業化による収入、ライセンス、譲渡、株式保有などの発明専利の移転、知的財産権使用料の輸出額、専利質権融資額などの行政記録に基づいて、中国における専利の移転の度合いを表すものである。

2021 年の PTI 指数は 52.2 と推定され、（基準値となる）50 を上回っていることから、特許移転・転化の活動は拡大しているといえるものの、前年比で 2.5 低下していることから、やや拡大傾向が弱まったことを示している。PTI の低下は、主に発明専利の産業化による平均収入が低下したことによるものである。

	2017	2018	2019	2020	2021
PTI 指数	54.3	48.2	52.0	54.7	52.2

表 6 PTI 指数の推移（基準値 50）

¹¹ [再掲] 専利産業化率や産業化による収入、ライセンス率等の各種指標を重み付けして指数化したもの。

（２）中国内の知的財産保護環境は着実に改善されているが、企業のグローバル進出の加速に伴い、海外での知財紛争はより頻繁になっている

2021 年の調査によると、中国の知的財産権保護への取り組みが進み、国内の保護環境は全体的に改善されているが、中国企業のグローバル化の加速と市場競争の激化に伴い、海外での知的財産権紛争が急速に増加していることが明らかになった。

① 専利侵害に遭遇した専利権者の割合は減少傾向

2021 年、中国で専利侵害を経験した専利権者の割合は 7.2% で、前年（10.8%）より 3.6 ポイント低く、2017 年以降で最も低い水準となった。中国における専利侵害が容易かつ頻繁に起こるという問題はさらに改善された。

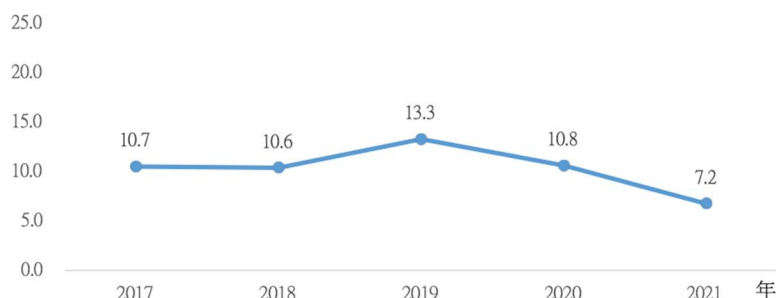


図 8 専利権侵害を経験した専利権者の割合の推移 (%)

② 専利侵害訴訟における高額賠償金の割合が急増

2021 年、中国における専利権侵害訴訟のうち、専利侵害訴訟における裁判上の損害賠償、裁判所による調停、法廷外の和解による金額が、100 万元以上に達した事件の割合は、前年（7.3%）より 9.0 ポイント高い 16.3% となり、中国における知的財産権侵害のコストが上昇していることが示された。

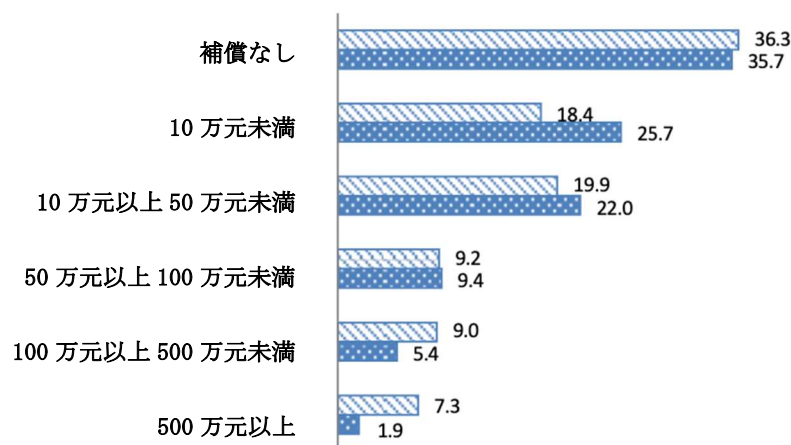


図 9 専利侵害訴訟における裁判上の損害賠償、調停、和解の金額の分布図

③ 企業の専利権者が自らの権利を守るための手段が多様化

2021 年、中国で専利権侵害に遭遇した専利権者の 30.8%、21.5%、18.6%が、それぞれ法廷への提訴、行政処分の請求、仲裁・調停による権利保護を選択し、それぞれ前年比で 4.4 ポイント、2.8 ポイント、2.2 ポイント上昇した。また、自ら和解交渉することを選択した割合は 29.1%で、前年比 5.3 ポイントの減少であった。また、調査データによると、48.3%の専利権者が 2 つ以上の権利保護方法を選択していることがわかった。

以上の結果から、中国における専利権者の法治意識はさらに高まり、知的財産権紛争の多様な解決メカニズムが継続的に改善されていることがわかる。

④ 企業の専利権者が専利侵害に対して積極的に対策を施す傾向あり

2021 年、中国で専利侵害に遭遇した後、権利保護のための措置を取る企業の割合は 76.4%で、前年より 2.5 ポイント、2017 年より 11.8 ポイント増加しました。近年、中国の専利権者は専利権侵害に積極的に対処するようになり、専利権侵害に遭遇した後に権利保護のための措置を取る者の割合が年々増加している。

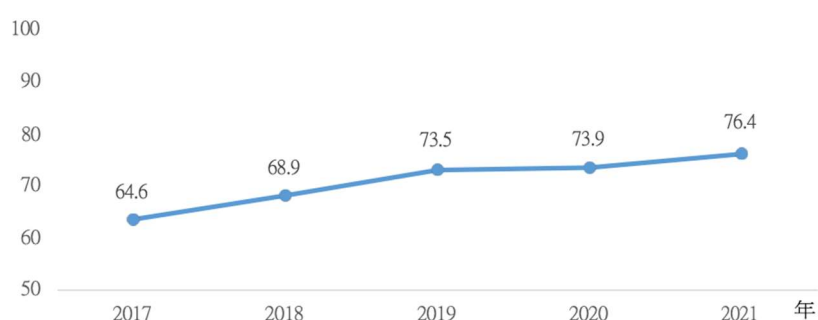


図 10 専利権侵害に対する権利保護策を講じている企業の割合の推移 (%)

企業規模別では、大企業が 97.7%、中堅企業が 91.7%、小型企業が 81.0%、小規模企業が 68.4%であって、それぞれ前年より 0.5、5.9、7.1、2.7 ポイント増加しており、小型企業の権利保護意識がより著しく高まっているものの、規模が小さいほど権利擁護のための措置を講じていない企業の割合が高いという傾向が見られる。

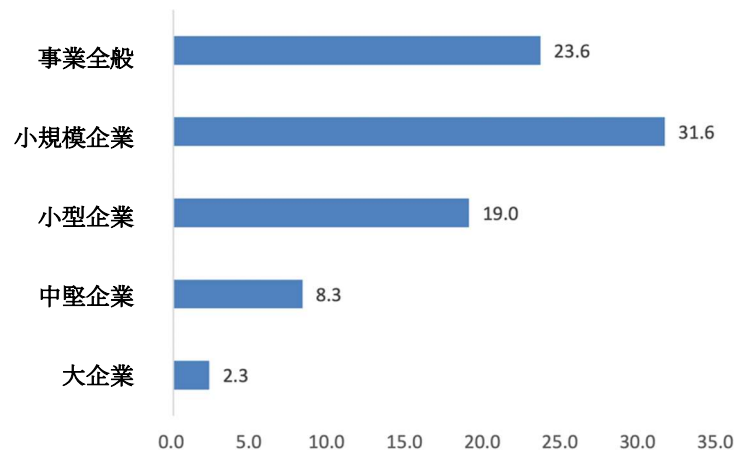


図 1 1 専利侵害を経験後に権利保護のための措置をとらなかった企業の規模別割合 (%)

人材や資金などの要因に制約されるものの、小規模企業の知的財産権保護に対する意識と侵害紛争への対応能力は、まだまだ強化する必要がある。

- ✓ 第一に、小規模企業の権利保護を支援するサービスメカニズムをさらに最適化し、知的財産権保護を支援するための資源配分を率先して行うこと。
- ✓ 第二に、多様な知的財産権紛争解決メカニズムの確立を促進し、小規模企業の権利保護コストをさらに削減すること。
- ✓ 第三に、小規模企業に対する知的財産権の公共サービスを強化し、政府がハイレベルの知的財産権サービス機関からサービスを購入することにより、小規模企業に対してより豊富で専門的なビジネス教育およびサービスを提供すること。

⑤ 海外の知的財産紛争に巻き込まれる企業の割合が急増

2021 年、海外の知的財産権紛争に関与した中国企業の割合は 3.0%で、前年(0.8%)の 4 倍近くとなった。すべての規模の企業の割合が前年度に比べて増加しており、なかでも大企業は 6 ポイント増の 8.7%となっている。

	大企業	中堅企業	小型企業	小規模企業	合計
2020 年	2.7	1.4	0.6	0.6	0.8
2021 年	8.7	3.0	1.1	0.7	3.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 7 企業規模別にみた海外知的財産権紛争の発生割合 (%)

地域別分布では、海外の知的財産権紛争に関与した企業は主に東部地域に集中しており、全体の 87.2%を占め、その他の地域は 12.8%であった。一方、業種別では、海外の知的財産権紛争に巻き込まれた企業の 71.8%が製造業であることがわかった。

大企業での発生割合が高い理由は 2 つある。一つは、大企業は市場への影響力が大きく、専利のレイアウトも豊富なため、専利侵害のターゲットになりやすいこと、もう一つは、大企業は専門的な知的財産管理チームを持ち、保護の手段や経路も多様で、専門的な知的財産サービスを受けることができるため、市場における専利侵害の摘発が容易であることである。

近年、中国企業の「グローバル化」の加速に伴い、海外市場が拡大し、知的財産権の配置が拡大し、知的財産権の市場価値がますます顕著になり、海外での知的財産権紛争に遭遇する潜在的リスクが急速に高まっている。2021 年、中国出願人による国際特許出願（以下、PCT 出願）は 6 万 9,500 件、前年比 0.9%増となり、3 年連続で PCT 出願件数 1 位となった。2021 年、中国の知的財産権使用料の輸出額は前年比 27.1%増の 760 億 2,000 万元に達した。米国市場の観点から、2021 年に米国国際貿易委員会が行った「337 調査」において、中国企業（香港、マカオ、台湾を含む）が関与する案件の割合は 50%を超え、前年に比べ大幅に増加した。

現在、中国市場のプレーヤーは、海外市場を開拓する過程で、ますます厳しい国際環境に直面している。一部の西側諸国は、チップや人工知能などのハイテク分野において、中国企業に対して「デカップリング」戦略を実施し続け、国家権力を使って中国企業の特定市場への参入を阻止し、中国企業が市場ベースの手段で特定のスペアパーツ、ソフトウェア、設備を入手するのを阻んでいる。中国企業がすでにグローバルな産業チェーンやサプライチェーンに高度に組み込まれている状況では、「デカップリング」戦略は、サプライヤーの選定やサプライチェーンの再構築の過程で知的財産権侵害の紛争が発生するリスクを高めることになる。中国企業にとって、海外、特に欧米の先進国での知的財産権紛争は、紛争解決コストが高い、海外での正確な知的財産権情報の入手が困難などの制約が常につきまとう。ここ数年、海外での知的財産権紛争を処理できる人材の増加は、中国における知的財産権の急速な発展に追いついておらず、特にハイエンドの人材が不足している。これらのことから、中国の多くの企業は、海外の知的財産権紛争を独自に処理することが困難な状況にある。急増する海外での知的財産権紛争は、中国の「双循環」戦略の実施において、ますます重要な問題となっている。中国は、合理的な国際経済貿易秩序と知的財産権ガバナンスルールの確立を促進する観点から、中国企業の海外知的財産権紛争問題に注意を払うべきである。

中国企業の海外知的財産権保護支援をさらに強化し、紛争対応レベルを向上させる

ことが提言される。

- ✓ 第一に、主要国の知的財産権制度環境に関する調査を強化し、経済貿易活動における知的財産権リスクの警告と防止に適切な仕事を行うこと。
- ✓ 第二に、主要国の重点分野における中国の專利配置の動態監視を強化し、中国と主要国との海外における專利競争状況について綿密な分析を行うこと。
- ✓ 第三に、海外での権利保護における支援や紛争に対応するための人材育成と機関構築を強化し、海外での知的財産権業務の仕組みづくりを模索すること。

3. その他

報告¹²には、基礎データとして、以下の調査結果が示されている（説明は省略）。

(1) 専利の作成

- 専利の取得方法（p.47）
- 専利の研究開発方法（p.49）
- 共同研究開発（p.52）
- 研究開発費（p.54）
- 専利研究開発費の出所（p.61）
- 専利研究開発サイクル（p.64）
- 海外イノベーションの活動（p.67）
- 企業の将来の専利出願への期待（p.70）

(2) 専利出願

- 専利の譲渡と転化の状況（p.73）
- 産業化収入の状況（p.84）
- 国際専利技術取引の状況（p.96）
- 大学および研究機関における専利の譲渡および転化の制限要素（p.104）

(3) 専利保護

- 専利侵害と権利保護（p.106）
- 専利侵害訴訟（p.111）

¹² [再掲][原文 URL]https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=176539&colID=88

- 海外の知的財産紛争 (p.115)

(4) 知的財産管理

- 企業の知的財産管理 (p.117)
- 大学および研究機関における知的財産管理 (p.122)

(以上)